

各位

クボタ健康保険組合

令和2年 健康保険被扶養者現況調査実施について

(本年の調査は、一部の被扶養者を対象としています)

標記の件、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険被扶養者現況調査を実施致します。

下記をご確認頂き、ご協力賜りますようお願い致します。

記

1. 調査目的

被扶養者認定時に、健康保険法に基づいた厳正な資格審査を実施しておりますが、ご家族の生活状況は日々変化していると思われます。本来該当しない方が被扶養者のままであると、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げ等、被保険者の負担増に繋がります。そのため、ご家族が引き続き被扶養者としての資格を満たしているかを再確認することを目的として調査を実施しています。

尚、扶養調査については厚生労働省より毎年実施するように指導を受けております。

2. 調査対象者 (調査時期と対象者の範囲は毎年見直されます。)

下記①～③のいずれか一つ以上に該当する被扶養者

- ① 65歳以上の被扶養者 (令和2年7月1日以降に認定を受けた方は除く)
- ② 令和1年10月以降の認定で、仕送りが必要な被扶養者 (仕送り誓約書を健保へ提出された方)
- ③ 当健康保険組合が調査必要と認める被扶養者

※令和2年12月29日までに資格喪失 (被保険者の事業所異動は除く) された方は、調査票及び証明書類の提出は不要です。

※被保険者が海外赴任の方、令和3年4月1日までに75歳に到達する方は、対象外とします。

3. 提出書類と提出期限

※詳細は「健康保険被扶養者現況調査票」(以下「調査票」)をご確認下さい。(作成基準日:10/29 午前健保受付分までを反映)

提出書類	提出期限	提出先
「調査票」と「証明書」 ※確定申告書類・源泉徴収票のみ揃わない場合、「念書」を添付して下さい。最終提出期限 令和3年3月下旬 (在籍事業所の指定日厳守)	令和3年1月15日(金)	各事業所→総務・勤労課 (クボタ本社在籍者→クボタ健保)

4. ご注意およびご連絡

(1)対象の被扶養者又は被保険者が、令和2年12月29日までに資格喪失された場合は、調査票及び証明書類の提出は不要となります(被保険者の事業所異動は対象)。令和2年12月30日以降に資格喪失された場合は、調査対象となります。(事業所を異動されている方は、異動先事業所へ提出して下さい。クボタ本社へ異動の場合は、健保へご連絡下さい。)

(2)別紙の【被扶養者資格条件の概要】をご確認頂き、認定要件を満たしていないことが分かった場合は、事実発生日を喪失日として記入した「被扶養者喪失届」と「(対象者の)保険証」および「調査票」を上記3の提出先へ提出して下さい。但し、「被扶養者喪失届」の当組合受理日が令和2年12月30日以降となる場合は、調査対象となりますので、調査票に「証明書」の添付が必要です。

(3)「念書」、「被扶養者喪失届」が必要な場合、当組合のホームページからダウンロード又は事業所担当課までお問い合わせ下さい。「クボタ健康保険組合HP」→「各種届出・申請方法」の「届出・申請用紙一覧」
<https://www.kenpo.gr.jp/kubota/contents/sinsei/index.html>

(4)調査の結果、被扶養者に該当しないことが分かった場合は、遡って資格が無くなる場合があります。また、提出期限内に必要な書類の提出がない場合は、資格の確認ができないことから、遡って令和2年1月1日付で被扶養者の資格が無くなる場合があります。資格喪失日以後にかかれた医療費(健保負担分)は当健保組合へご返還頂きますのでご了承下さい。

以上